

公明党

# せのう 孝夫 市政報告 Vol. 60



## 声を かたち に 夢を くらし に

議員として4期目の3年間の過ぎました。これまで15年もの間、行政一般通告質問は欠かすことなく（コロナ禍による会派代表制の時とコロナ感染により通告していたが欠席した時を除く）臨んでまいりました。毎回の質問内容については、市にとって・市民にとって何が必要か、何が有効かを真剣に考えますが、その選定にあたっては締め切り直前まで本当に悩みます。

今回で市政報告はVol. 60となり、若干の歴史も感じますが、何度通告質問を経験しても、毎回の内容が違うことから常に議論は新鮮であり、緊張感が緩和されることは、私の場合はありません。この様に、極度のプレッシャーとストレスを感じつつも休まず登壇を励行しているのは、必要と感じたことを公の場で提案すること、そして、稀に提案した内容が事業として「かたち」になった時など、これらは、議員としての使命の遂行、その存在意義や社会貢献への実感から得られる充実及び喜び等であり、労苦よりもはるかに勝るからです。

昨年10月に開催した議会報告会では、市民の方から「議員の皆さんは通告質問にしっかり臨んでいただきたい」とのご意見をいただきました。ご指摘は尤もであると重く受け止めた一方で、私は司会進行を担当していましたが、同意しつつも「仰る通り」とはお答えできませんでした。一般質問に臨むのは議員の権利であり、自由であるという点を踏まえつつ、併せて、議員は市民から選ばれる性質上、如何なる活動を支持して評価するのかについては、市民の監視によって総合的に判断されるべき事案であるとも理解しているからです。

ただし、議員として市を良くし、貢献したいと考えているのなら、個人的には常に問題意識を持って市を監視し、執行部に対して政策提言等に腐心するのは当然ではないかと思っています。1年間に定例会は4回、3ヶ月間もの時間がある様に思われるかもしれませんが、通告内容を思案している間に、次の定例会が始まってしまうといった感覚であり、気の休まる暇もないくらい忙しい思いを感じています。通告質問に臨まなければ、実際のところ精神的には大変に楽になります。議会報告会でのご指摘は、議員自らの活動を律すると言う観点から、極めて正しい視点であったと考えます。

3月議会では5つの質問事項を取り上げました。それぞれ性格の違う案件ですが、取り上げた背景を感じていただきたいと、常に願っています。実は、背景の中にこそ、問題の本質があると思っています。題材の選定にあたっては、今回もギリギリまで悩みました。なぜ悩むのか、それは全ての内容が議事録に残ります。訴えた事案が現在の市民や社会の要請に合致したものであるか、更には、それが普遍性を帯び、後世の人が見たときの評価にも耐えうる内容・価値を有しているかと言う角度も問われる性質のものであるからです。だから、安易な姿勢で登壇はできないのです。これからも残り1年間、市民の声を聴き、先進事例を学ぶなどして、欠かさず行政一般通告質問に臨んでいこうと決意しています。

## 3月議会通告質問

### 1. 高次脳機能障害者支援法の充実

高次脳機能障害は、事故や病気によって脳が損傷し、その後遺症として記憶障害や注意障害、あるいは感情がうまくコントロール出来なくなるなど、さまざまな症状を発症します。

外見からは分かりにくく、「気づきにくい障害」とも呼ばれ、周囲の理解が得られず公的支援も受けられなかったなど、様々な困難を経験してこられた方もいます。その様な患者や家族の方にと

って待望だった高次脳機能障害者支援法が昨年 12 月 16 日、院本会議場において全会一致で成立し、4 月 1 日から施行されます。

この法律では、行政が主体的に当事者や家族の状況を把握し、医療機関や支援団体と情報を共有しながら、退院後も継続して支援に繋げる役割等が期待されています。

そこで、高次脳機能障害者支援法の施行を目前にしたこの時に、館山市として支援の充実を期待するものです。

#### **答弁：**

高次脳機能障害は、病気や事故によって脳が実際に傷ついたことに起因すると認められる記憶障害や注意障害、物事を順序立てて達成する能力が低下する遂行機能障害及び社会的行動障害など多様な症状があります。

一方で、外見上は判断しづらく、障害によって現れる特有の傾向や特徴となる「特性」に関する理解が必ずしも十分でない現状において、医療、福祉、就労など複数の分野にわたる支援につながらないとの課題がありました。高次脳機能障害への理解を深めることが、障害をお持ちの方やご家族が地域で安心して生活するために重要であることから、必要な方が適切な支援を受けられるよう取り組んでいきます。

昨年 10 月に開設した基幹相談支援センターにおきましても、障害福祉サービスの利用支援を含め、他の機関と連携しながら、適切に対応していきたいと考えています。

#### **解説：**

##### **支援法成立への道のり**

支援法成立には長い道のりがありました。1998 年、公明党の衆院議員が政府に質問主意書を提出。2001 年には、公明党の厚生労働大臣の時にモデル事業も開始。しかし、広く社会に高次脳機能障害の理解が浸透するまでには至りませんでした。そのため、党としてプロジェクトチームを発足させ、専門家へのヒアリング、それから医療と介護の連携や、介護する家族の負担などについて、さらには支援の地域格差の実態なども調査してきました。

そして、昨年 4 月に超党派による議員連盟が発足し、五つの党による法案が国会に提出され、支

援法が全会一致で成立したという経緯を辿っています。

## 法律の周知と基本理念

法律の基本理念は自立と社会参加のための支援です。子供の支援も明記され、教育現場での支援の広がりについても期待します。高次脳機能障害とは見えにくい障害であるゆえに、制度の狭間にある障害と言えます。つまり、支援の対象外であった可能性も指摘されています。支援の漏れをなくす為にも、法律を有効に機能させることが最重要です。

その第一歩となるのが、法律の存在を多くの方が知ることです。そのための努力を行政に求めて参ります。又、答弁で触れられていた基幹相談支援センターの役割についても同様に、広く知っていただくことが重要です。

## 南房総 高次脳機能障害者 家族と支援者の会「なんぼーこーじ」

この地域に根ざした活動があることも最近知りました。南房総高次脳機能障害者家族と支援者の会「なんぼーこーじ」という名称の団体です。この団体取り組みがネットに載っていたので、そこからいくつか引用します。

## 時系列の支援の流れ

「高次脳機能障害者の支援の流れ」について、時系列に沿って示されていました。

はじめに**急性期**の対応が示されていますが、この時期は「脳損傷に起因する障害」への治療が優先されます。

次に、**回復期**については「回復を促すリハビリテーションが展開される」とあり、この回復期に

は、診療を受けるための医療費や、休業補償等の支援を利用することも想定されるという事です。

次に、生活期ですが、在宅生活を送るための生活支援や、就労・就学等の社会復帰のための支援として、障害福祉サービス・地域生活支援事業や介護保険サービス、障害年金等の支援を利用することが想定されると説明されています。

## 市町村の支援

市町村の支援に向けた対応も示されています。この中で『障害福祉サービスの利用申請は、市区町村の障害保健福祉主管課の窓口で受け付ける。障害支援区分の認定は、認定調査の結果と医師意見書により、区分認定審査会を経て決定される』と、ありました。

この認定調査は資格を有する市の職員が行うもので、『身体障害のない高次脳機能障害者の場合、日常生活における困り感が80項目示されていますが、これだけの認定調査では把握しきれない内容も多いため、障害特性を把握しつつ特記事項等に記入する。そのためにも、認定調査員が高次脳機能障害の特性を理解しておくことが重要である』と書かれてありました。これは、市職員（認定調査員）の資質の向上も求められており、その点も確認させていただいたところです。

次に、『高次脳機能障害への支援が期待できる地域の社会資源を、支援拠点機関等が作成したりフレットなどから把握し、情報を提供する必要がある』とも指摘されていますので、本市としても社会資源の情報提供に取り組んでいただきたいと思います、確認したところ、具体的に進められておりました。

## 高次脳機能障害は誰にでも起こりうる

厚生労働省は全国で約23万人と推計していますが、50万から80万人とする専門家もおり、数

的にみて決して珍しい存在ではなく、発症した原因についても、ある人は3歳の時に食中毒にかかったことが原因で、脳に障害が残ったという事例でした。又、ある人は高校生の時、自転車で走行中に車にはねられ半年も入院する大事故だったが回復し、体は健常者と変わりはないのだけれども「さっき起きたことも思い出せない」と言った障害が残ったという事例もあります。高次脳機能障害は、事故や病気が原因であるため誰もが当事者になりうるものでもあることから、決して、他人事と捉えてほしくない問題です。

支援法が成立し、ここからが本格的なスタートを迎えます。支援法の基本理念は自立と社会参加の確保、そして社会的障壁を取り除くことであり、そのために必要な切れ目のない支援の実施です。自治体としても法律が機能するよう万全の体制で臨んでいただきたいと思います。

## 2. 体育館等への電子錠・スマートロック設置

電子錠・スマートロックについて、この二つは一般的には同義に使われますが、ネットで調べたところ厳密には違いがあるようです。

**電子錠** は (Electronic Lock) エレクトロニック・ロックと呼ばれ、暗証番号や IC カード、指紋などで解錠する仕組みを指し、**スマートロック** (Smart Lock) は、電子錠の機能に加え、(Bluetooth や Wi-Fi を用いて) 「スマホアプリ」で操作でき、遠隔操作やログ管理 (誰がいつ開けたか) などが可能なものを指すと説明にありました。

夜間に小中学校の体育館を利用する地域のスポーツ団体などにとって、電子錠の設置はとても便利になります。鍵の受け渡し、返却に伴う手間や負担が省略でき、鍵の紛失の心配もなくなります。災害発生に伴う避難所開設の際にも、迅速な対応が期待できます。閉め忘れの防止機能もあり、公

共施設のセキュリティーの向上にもつながります。これらを踏まえますと、体育館への導入については、極めて有効性が認められると考えることから、スマートロック導入への見解を伺いました。

**答弁：**

体育館等への電子錠・スマートロック設置についてですが、現在、館山市の各体育館におきまして、電子錠及びスマートロックの導入はしておりませんが、電子錠やスマートロック導入における有効性は高いものと認識しています。今後、すでに導入している自治体へ運用状況を確認するとともに、導入や維持管理にかかる費用を調査し、費用対効果を踏まえた検討を進めてまいります。

**解説：**

**設置費用と利便性との兼ね合い**

電子錠の導入には、扉の形状により金額に幅があり、教育委員会は「イニシャルコストやランニングコストも発生することから、小・中学校の各体育館に、一度に導入というわけにはいかないが、大変良いものである」という認識は示されました。今後、教育委員会として段階的な導入が望ましいとの見解を示されました。

### **3. 感震ブレーカー設置費用補助**

一般的に、大きな地震が発生すると停電になります。その後、一定期間が経過して電気が回復した時に、家屋が壊れている状態で通電されると、火災が発生する場合があります、これを通電火災と呼びます。

感震ブレーカーは、地震による強い揺れを感知するとブレーカーを落とし、通電火災のリスクを防止するものです。木造住宅が密集する木密地域も多く存在する本市にあって、地震後に発生する通電火災の防止に有効とされる「感震ブレーカー」の設置を促進させるためにも、設置費用の助成

制度の導入を強く提案するものです。

**答弁：**

感震ブレーカーは、通電火災を防ぐ手段として非常に有効な手段であると認識しています。過去の大規模災害では、阪神・淡路大震災や東日本大震災において出火原因が特定された火災のうち、約6割が電気を起因とするものでした。

また、昨年12月に内閣府から公表された首都直下地震に関する報告書では、各家庭において、平時から感震ブレーカーを設置するなど、自助努力に取り組む必要があると示されたところです。

こうした状況を踏まえ、館山市においても、まずは、感震ブレーカーの有効性について、出前講座や住宅・建築相談会、広報紙などにより、市民の皆様に広く普及啓発を行い、感震ブレーカーの設置を促していきたいと考えています。

**解説：⑤点にわたる認識を共有**

**① 通電火災の比率6割以上**

答弁にもありましたが、**阪神淡路大震災と東日本大震災**での出火原因が特定された火災のうち、それぞれ6割以上が通電火災であることが分かっています。東日本大震災では、津波による火災を除き、164件もの火災が発生しましたが、このうち6割以上の発生源が「電気」でした。出火の60%以上が通電火災だったと言う事実については驚くべき数字であり、本市においてもこの比率は当てはまるものと考え、これを第一点目として認識し合いたいと思います。

**② 点ではなく面の取組**

自分の家を火災から守ること、他の家にも被害を及ぼさない様にすることが大事です。または、自分の家が震災に耐えても、通電火災によるもらい火で焼失するのも同じ理屈です。現実にはそれにとどまらず、延焼によって多くの家屋に拡大してしまう危険も孕んでいます。この論法からは、感震ブレーカー設置の効果を理解した人だけが取り組んでも、通電火災を抑えることは難しいと言えることです。個人個人の意識や努力に任せていたのでは、自ずと限界があることが分かります。

つまり、それは点の取り組みだからです。

これでは意味がなく、面で推進すべき性格のものであるということが理解できると思います。自発能動には限界があるということ、そして特に、住宅密集地などでは面での取り組みでないと意味をなさないということ、二点目として認識し合いたいと思います。

### ③ 大規模災害は深刻な市の財政負担に繋がる

次に、激甚災害における国からの補助について確認したいと思います。2019年の房総半島台風では、館山市でも多くの家屋で全壊又は半壊といった被害がありました。ブルーシートなどをはじめとして大量の支援物資も必要でしたし、瓦礫も大量に発生しました。市では令和元年から4年にかけて、総額55億円にも上る被害総額が発生しましたが、激甚指定を受けたことから、国から大きな補助金が交付されました。

しかし、注目すべきは市独自の負担も相当程度あったということです。実は率にして12.5%、7億円もの自己負担額が発生していました。激甚災害として認定されたとしても、自治体の負担も相当額発生するということを知っておかなければなりません。

今回、感震ブレーカーを取り上げた最も大きな理由は、家が住める状態であった場合でも、通電火災で焼失すれば震災被害となり、その焼失分が自治体の負担として上乗せされてしまうという事実です。家屋が焼失被害に会うと何も残りませんので、市民の財産を守るといった観点からも『全てかゼロか』程の違いがあると感じます。大規模な災害であるほど、市の負担と財政に深刻な影響を及ぼすということ、三点目として認識し合いたいと思います。

### ④ 地域指定の取組・事前防災型へシフト

館山市の全域を一時に補助対象とするには、市として財政的に厳しいとも考えられます。そこで、年度ごとに住宅密集地域を市が指定し、特定の地域に設置を促していくことも、有効な考え方であると思います。一度にではなく、危険度が高い地域を選定し、順次、その地域を面として進めていくというやり方もあり、むしろその方が効果的であると考えます。過去の震災被害では、いずれも人口過密地域に大きな被害があることから、危険度を客観的に判断する視点となります。

通電火災を予測して備えるかどうかは、想像力の問題です。同時に被害額への想像力に及んでいるか、長けているかも問われます。これは事前対応か事後対応かの問題です。転ばぬ先の杖であり、設置費用の助成は、先行投資という考え方が大事ではないでしょうか。

設置費用については、簡易タイプで3000～4000円程度で、購入・取り付けの支援を行っている自治体もあります。また、取り付け工事が必要な、数万円するタイプもあります。

財政が乏しい自治体であれば尚更、事後対処型を脱却して、事前防災型にシフトすることを提案します。感震ブレーカーを設置するために市が支出する費用と、通電火災によって焼失した家屋への、市が負担すべき額を試算し、結果的に少額で済む方法を選択すべきです。これを、四点目として認識し合いたいと思います。

## ⑤ 巨大地震に備える難しさを克服

次に、千葉県と地震との関係性を客観的にみていく必要性についてです。南海トラフ地震は主に津波対策が重要になるかと思いますが、大きな揺れの脅威としては首都直下型地震（千葉県北西部地震）、三浦半島断層群地震、千葉県東方沖地震などの発生頻度が高まっていると想定されていますので、本市も沢山の規模地震に備えておかなければなりません。

また、日本国内で実際に起きた大地震の発生頻度も理解しておくことが重要です。震度6弱以上

の地震の発生回数は、2000年以降に限っても64回に上ります。なんと1年で2.5回にもなります。これは、大規模地震は日本では決して珍しいものではなく、たまたま関東では、100年前から今日まで発生しなかっただけという状況が分かります。

科学技術の発展と環境破壊の未来を警告したハンス・ヨナスの言葉に「好ましい予測よりも好ましくない予測を優先しなければならない」とあります。又、寺田寅彦も、災害大国である日本という前提に立ち「怖がらない、反対に怖がり過ぎたりするのは優しいが、正当に怖がることは難しい」と90年前に言っております。

しかし、「好ましくない予測をリアルに想像し、正当に怖がり」、それに基づいた施策を準備しておけるかについては、非常に重要ではあるが極めて難しいのも事実です。この、双方の兼ね合いは、千葉県がいつ発生してもおかしくない地震に対してできえ、ここに住む私たちが正しく備えることの難しさを物語っています。この精神の克服を五つ目として、認識し合いたいと思います。

#### 4. 館山市災害見舞金等給付条例

国が定める「災害弔慰金の支給等に関する法律」では、自然災害で亡くなられた遺族に対して、第3条3項で「災害弔慰金」として500万円を超えない範囲内で支給するとあり、重度の障害を負った場合は第8条2項で「災害障害見舞金」が250万円の範囲内で支給されるとあります。また、被害を受けた世帯主に対しては、生活の立て直しを支援する災害救護資金の貸し付け等の措置も設けられています。そして、第3条では「市町村は条例の定めるところにより、政令で定める災害により支給できる」とあり、これは、市町村が主体となることで、被災者への支援を迅速に行えるのを目的としているからと考えます。

一方で、「館山市災害見舞金等給付条例」の給付条件では、第2条に、市長が認める原因により生じた場合とあります。つまり、支給の可否は行政サイドに委ねられることとなります。そこで、医師、弁護士などの有識者で構成する審査会を設置するのが一般的であることから、災害見舞金等給付条例の条文の中に、審査会の存在を明文化する必要性や若しくは他の仕組みの必要性を感じま

す。

### 答弁：

館山市災害見舞金等給付条例についてですが、一つの自然災害で5世帯以上の住居が滅失した場合には、国の「災害弔慰金の支給等に関する法律」が適用され、最大500万円の弔慰金が支給されます。なお、その事務については、一部事務組合である「千葉県市町村総合事務組合」が共同処理事務として行い、同事務組合の条例において、審査会の設置が規定されているところです。

「館山市災害見舞金等給付条例」においては、国の「災害弔慰金の支給等に関する法律」が適用されない小規模な災害の被災者に対して給付するものであり、給付対象者が少なく、また、見舞金の給付額も最大3万円と少額であることから、審査会は設置していません。

### 解説：

#### 審査会設置の必要性

「館山市災害見舞金等給付条例」は、小規模な災害に対応するものであり、金額も少ないと言う事でしたので、審査会の設置については答弁の通り了解しました。

#### 災害弔慰金の支給

一方で、国の高額な弔慰金について、千葉県市町村総合事務組合に委託されていて、その審査会で対応されるという事でした。災害弔慰金の支給対象となった場合、自治体からプッシュ型で対応してくれるのか聞いたところ、その対象者は申請をする必要があるということでした。

また、死亡した場合、警察による検死や医師による診断書が必要になりますが、その際に、ご家族の方などに災害弔慰金が支給されると言った災害弔慰金の周知と、その情報は提供されるのか聞いたところ、病院等では難しいのではないかとの見解を示されました。現状では、自治体に相談することが重要です。

#### 災害関連死の認定

災害による直接死は悩みませんが、自宅や避難所で死亡した災害関連死などは、どの様に認定されるのでしょうか。例えば直接の死因が心筋梗塞であっても、私たちの感覚としては心労が影響していて、それは単なる病死ではなく、災害が原因であると理解します。この様な判定は、市が委託している千葉県市町村総合事務組合の審査会で対応されるということです。災害弔慰金は、生計維持者（収入の中心者）が亡くなられた場合には500万円もの支給に関わる問題です。したがって、死因の判定が釈然としないと、判定次第では訴訟の対象ともなります。

### 直接死と災害関連死の比率

過去の震災では建物の倒壊などによる直接死と、災害関連死の割合が示されています。**阪神・淡路**では亡くなられたおよそ6,400人のうち920人余りの14.3%が災害関連死となっています。

**東日本大震災**では復興庁が災害関連死を調査した結果、直接死以外で発災後1年間に限り死亡した数は1263人で、そのうち約3割が避難所での肉体・精神的疲労による災害関連死とされ、約400人弱になります。結果的に総数は22,200人が亡くなり、災害関連死は3,775人、17.0%に達しました。

注目すべき数字は、2004年10月の**新潟県中越地震**です。亡くなられた68人中、52名、76.5%が災害関連死でした。

2016年4月の**熊本地震**では268人中218人が災害関連死です。率では81.3%にもなっています。直接死は50人ですので、その4倍以上の犠牲者を出しているのです。

災害対応で追われている時にも、災害関連死かそれ以外かについて、きちんとした正しい判断に基づいて、弔慰金対応にも臨んでいかなければなりません。従って、千葉県市町村総合事務組合における弔慰金の認定も客観的かつ正確な判断が求められます。その為には、身近で対応可能となる

市が、審査会に相当する機関の設置について検討することも必要ではないでしょうか。

## 5. 介護支援専門員の資格取得・更新費用の全額補助

介護支援専門員・ケアマネージャーが勤務する事業所を対象としたケアマネの実務研修と資格更新について、また併せて主任ケアマネの資格取得、及び更新にかかる研修受講料について、これらの負担軽減と人材確保を目的として、全額補助を提案しました。ケアマネージャー、或いは事業所を対象に補助ができないかと思えます。

この資格は、5年ごとに研修を受けて更新する必要があります。その費用は有料で、多くの場合、自己負担であるということです。介護施設で働きながら研修で学び、さらに数万円がかかる費用も個人負担となると、離職のきっかけともなりかねません。

高齢化が進み、介護人口の増加も当面の間続くと見込まれる社会情勢にあって、ケアマネージャーならでも言えるこれらの負担を減らし、人材を確保していく取り組みは、今の時代に極めて重要ではないかと考えます。

### 答弁：

介護支援専門員への資格取得・更新費用の全額補助についてですが、高齢化の伸展に伴い、今後、要介護等の認定者数が増加することが見込まれる中、介護支援専門員の人材確保は重要であることから、資格取得・更新の際に受講が必要な研修受講料を補助する取組は、効果的なものであると捉えています。

なお、国においては、介護支援専門員の更新研修及び更新のたびに要する費用や時間について、受講者の大きな負担となっていることが問題となっており、制度の見直しについて検討されていると伺っています。

現状では、館山市独自で介護支援専門員に対する研修受講料の助成を行うことは難しく、今後の国や県の動向に注視してまいります。また、現状では千葉県が実施している介護支援専門員研修受講料の一部補助制度について広く事業所に周知を行うとともに、介護職員の人材確保事業として、現在、館山市が

実施している介護職員初任者研修・実務者研修受講費の助成制度を継続し、介護支援専門員を含めた介護職員全体の確保に努めてまいります。

## 解説：

### 離職防止が目的

少子高齢化が進む日本にあって、**介護支援専門員**の離職防止のために全額補助を実施した先進自治体がありますが、重要な取り組みであると思います。本市における助成事業の実施は難しいとの見解を示されました。財政事情から、やむを得ないと判断します。

一方で、ケアマネの仕事内容自体が、表に現れる労働以外にも隠れた労働が多くあると言われていて、そこも問題になっています。どんな仕事でも目に見えない作業はありますが、加えて、働きながら学び、資格取得時や研修料など定期的に出費も伴うケアマネージャーという仕事を理解すると、ただ単に『大変な仕事』だけでは割り切れないものを感じてしまいます。そこを理解するが故の、離職防止のための全額補助への提案でした。

国の施策を待つのも結構ですが、国に動きがない場合、人材不足にならないうちに館山市としても、必要な対応を決断願いたいと思います。

## 2026（令和8）年度 「予算編成に関する要望書」

公明党館山市議団では、毎年秋に予算要望書を館山市に提出しており、令和8年度予算要望については昨年10月31日に、森市長に提出しました。主な要望項目は、行革財政区分11項目、防災・防犯区分21項目、教育行政区分15項目、社会福祉区分22項目など、11の区分関係・全131項目にわたります。そして本年3月24日、行革財政課を通してその回答書をいただきました。

回答項目は要望区分、担当部署、（公明党の）要望内容、対応状況（○＝実施・△＝検討・×＝不可）、取組状況（文章で回答）に分けられ、誠実な姿勢で対応をいただいています。

一例を示すと

要望区分「地方創生区分」、担当部署「企画課」、要望内容・第2項目「SDGsの目標達成へ向け、全庁上げて鋭意取り組むこと。目標の途中経過も必要に応じて市民に報告すること」との要望事項に対して、対応状況「○」、取組状況「令和8年度から計画期間が開始となる『第5次館山市総合計画』において、基本構想で掲げた基本目標に紐づく各施策とSDGsの関係を明確化し、SDGsに掲げる各目標達成に向けた施策に取り組んでいく」との回答がありました。

対応状況の全項目に対する内訳は、○＝80項目・△＝24項目・×＝27項目でした。今後とも、市民益に資する政策を、予算要望書を通して提案してまいります。

## 2026（令和8）年 「菜の花会」無料法律相談 実施計画

安房地域：主催（菜の花会）

2026（令和8）年：4回 ②4月14日 ③7月14日 ④10月13日

日時：全て第3火曜日：2026年4月14日（火） 13時から17時まで

：13時から17時まで お一人（1組）様：30分間

会場：菜の花ホール 1階 第2集会室

開催場所は、毎回凡そ2カ月前に決定しますので、決まり次第お知らせいたします。  
どなたでも自由にご利用いただけます。事前申し込みが必要です。瀬能までご連絡ください。